

確定申告が始まります

◆平成23年分所得税の確定申告と平成24年度分町県民税申告の受付が始まります

確定申告の受付日は、地区別になっています。指定の日に申告できない方は、全地区と書いてある日にお越しください。期間の後半は混雑が予想されますので、早めに申告を済ませられるようお願いいたします。

2月13日(月)
3月15日(木)

午前9時～午後3時

旧公民館1階事務室
☎62-0067

年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました

▼確定申告が不要になる方

年金所得者のうち、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました。

※ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。

▼確定申告は不要ですが、住民税の申告が必要になる方

年金所得者に係る確定申告不要制度により所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。

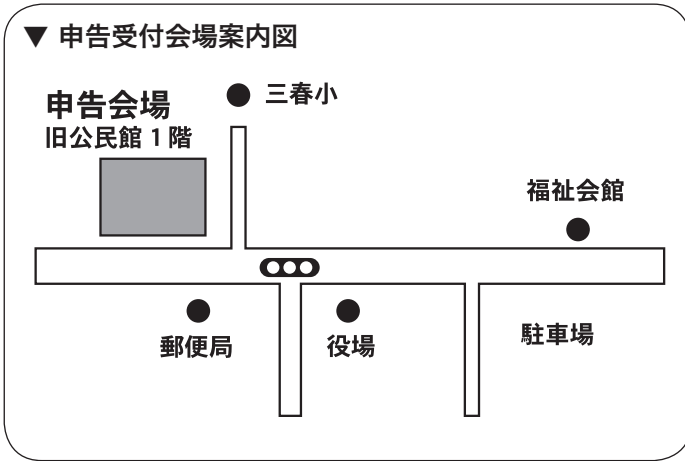
- ① 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

申告受付会場

申告は、旧公民館1階事務室で行います。

※食品の放射線量を検査する「ベクレル調べるセンター」が1階の別室にあるため、フロアーが混み合いますが、ご了承ください。

▼申告受付会場案内図



▼申告受付日程表

月日	曜日	受付対象地区	月日	曜日	受付対象地区
2月13日	月	青石・実沢1～4区	2月29日	水	北町、新町、元町、栄町
14日	火	実沢5区、富沢6～10組	3月1日	木	平沢1区、八島台1・2・3区
15日	水	南成田、北成田、庄司	2日	金	全地区
16日	木	平沢2区、御祭、七草木	3日	土	(休み)
17日	金	山田、上舞木	4日	日	全地区
18日	土	(休み)	5日	月	全地区
19日	日	全地区	6日	火	全地区
20日	月	下舞木	7日	水	全地区
21日	火	鷹巣、沼沢	8日	木	全地区
22日	水	斎藤、西方	9日	金	全地区
23日	木	滝、根本、樋渡、狐田、過足、蛇石	10日	土	(休み)
24日	金	柴原、芹ヶ沢、込木、熊耳	11日	日	全地区
25日	土	(休み)	12日	月	全地区
26日	日	全地区	13日	火	全地区
27日	月	貝山、春沢、大町	14日	水	全地区
28日	火	中町、八幡町、荒町	15日	木	全地区

問い合わせ先 税務課 課税グループ ☎62-8127